資料２－４（別紙）

(別紙)

2014 年 11 月 19 日

独占禁止法審査手続についての懇談会
座　長　　宇　賀　克　也　殿

同懇談会委員　榊　原　美　紀

供述聴取におけるメモの録取について

供述聴取におけるメモの録取については、供述人が約２時間の聴取の内容を記憶しておくことが困難であり休憩中での弁護士への相談に支障を来たすことから、これが認められることを強く希望するものであります。

これまでの懇談会における議論において、公正取引委員会の実態解明機能を阻害しない範囲であればメモの録取が認められる余地があると考えられるところ、前回懇談会においては、宇賀座長からメモの録取に関する整理はなされませんでした。

今回、想定されるメモの録取例をお示ししますので、これを踏まえ、あらためてメモの録取について御議論をいただきたくお願いするものです。

【メモの録取例】

（１）日　　時　　2014 年 11 月 19 日（水）10 時～17 時
（２）休憩時間　　２回（12 時～13 時（60 分）、15 時～15 時半（30 分））
（３）供述事項
　①　調整会議の有無、開催頻度
　②　調整会議の内容の会社内での報告の有無
　③　業界構造
　④　違法行為の期間
（４）供述訂正申立事項
　・調整会議での発言内容
　・違法行為の期間

以上